



2026年10月6日

各 位

会 社 名 株式会社 J P M C

代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 グループ CEO 武藤 英明
(コード：3276 東証プライム)

問 合 せ 先 取締役 常務執行役員 グループ CFO 屋宮 貴之
(TEL：03-6268-5225)

**株式会社Amsterdam1及び株式会社Amsterdam2による当社株式に対する公開買付けの結果並びに
主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

株式会社 Amsterdam1（以下「Amsterdam1」といいます。）及び株式会社 Amsterdam2（以下「Amsterdam2」といい、Amsterdam1及びAmsterdam2を総称して「公開買付者ら」といいます。）が、2026年8月4日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2026年10月5日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2026年10月13日（本公開買付けの決済の開始日）付で、下記のとおり、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に異動が発生する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者らより、添付資料「株式会社 J P M C（証券コード：3276）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株式の総数が買付予定数の下限（5,049,300株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動について

(1) 異動予定年月日

2026年10月13日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者らより、本公開買付けの結果について、当社株式9,057,536株の応募があり、本公開買付けに応募された株券等の総数が買付予定数の下限（5,049,300株）以上となったため、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2026年10月13日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権の数に対するAmsterdam1の所有する議決権の数の割合（注）が27.05%、Amsterdam2の所有する議決権の数の割合が27.05%となり、Amsterdam1は新たに当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に、Amsterdam2は新たに当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなります。

また、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主かつその他の関係会社である株式会社ムトウエンタープライズ2は、本公開買付けの決済が行われた場合には、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

（注）総株主の議決権の数に対する割合は、当社が2026年8月7日に公表した「2026年12月期第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2026年6月30日現在の発行済株式総数（17,725,600株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（984,291株）（なお、当該自己株式数には、当社の「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として、株式会社日本カ

ストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（2,555株）を含めておりません。以下、当社が所有する自己株式数について同じです。）を控除した株式数（16,741,309株）に係る議決権の個数（167,413個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。以下同じです。

3. 異動する株主の概要

（1）新たに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなる株主の概要

(1)	名 称	株式会社Amsterdam1
(2)	所 在 地	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 清塚 徳
(4)	事 業 内 容	Amsterdam1は当社の株券等を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理することを主たる事業の内容としています。
(5)	資 本 金	300,100,000円（2026年10月6日現在）
(6)	設 立 年 月 日	2026年7月13日
(7)	大株主及び持株比率	株式会社Helsinki1 100.00%
(8)	当社と当該株主の関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(1)	名 称	株式会社Amsterdam2
(2)	所 在 地	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 清塚 徳
(4)	事 業 内 容	Amsterdam2は当社の株券等を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理することを主たる事業の内容としています。
(5)	資 本 金	300,100,000円（2026年10月6日現在）
(6)	設 立 年 月 日	2026年7月13日
(7)	大株主及び持株比率	株式会社Helsinki2 100.00%
(8)	当社と当該株主の関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

（2）主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1)	名 称	株式会社ムトウエンタープライズ2
(2)	所 在 地	神奈川県横浜市神奈川区六角橋六丁目22-15
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 武藤 英明
(4)	事 業 内 容	有価証券の所有・管理
(5)	資 本 金	1,000,000円
(6)	設 立 年 月 日	2023年4月28日

(7)	大株主及び持株比率	武藤英明	100%
(8)	当社と当該株主の関係		
	資 本 関 係	当該株主は当社株式4,401,400株を直接保有しております。	
	人 的 関 係	当該株主の代表取締役である武藤英明氏は、当社の代表取締役を兼務しております。	
	取 引 関 係	該当事項はありません。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該株主は当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主かつその他の関係会社として、関連当事者に該当いたします。	

4. 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(1) Amsterdam1

	属性	議決権の数（総株主の議決権の数に対する割合、所有株式数）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	-	-	-	-	-
異動後	主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社	45,287 個 (27.05%、 4,528,768 株)	-	45,287 個 (27.05%、 4,528,768 株)	第1位

(2) Amsterdam2

	属性	議決権の数（総株主の議決権の数に対する割合、所有株式数）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	-	-	-	-	-
異動後	主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社	45,287 個 (27.05%、 4,528,768 株)	-	45,287 個 (27.05%、 4,528,768 株)	第1位

(3) 株式会社ムトウエンタープライズ2

	属性	議決権の数（総株主の議決権の数に対する割合、所有株式数）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主かつその他の関係会社	44,014 個 (26.29%、 4,401,400 株)	-	44,014 個 (26.29%、 4,401,400 株)	第1位
異動後	主要株主及びその他の関係会社	44,014 個 (26.29%、 4,401,400 株)	-	44,014 個 (26.29%、 4,401,400 株)	第3位

5. 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株式9,057,536株の応募があったものの、公開買付者らは、本公開買付けにより、当社株式の全て（ただし、当社の取締役が付与された当社の譲渡制限付株式の

うち本公開買付けの公表日時点において譲渡制限が解除されていないもの及び従業員に付与された当社の譲渡制限付株式のうち本公開買付けの公表日時点において譲渡制限が解除されていないものを含み、株式会社ムトウエンタープライズ2が所有する当社株式、光通信KK投資事業有限責任組合（以下「光通信KK」といいます。）、「UH Partners 2投資事業有限責任組合（以下「UH Partners 2」といいます。）及び光通信株式会社（以下「光通信株」といいます。以下、光通信KK、UH Partners 2及び光通信株並びに株式会社ムトウエンタープライズ2を総称して「本不応募合意株主」といいます。）が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったため、当社が2026年8月3日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ（2026年9月15日付で公表した「（変更）「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」による変更を含みます。）」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者ら及び本不応募合意株主のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

その結果、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者らと協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以 上

（添付資料）

2026年10月6日付「株式会社JPMC（証券コード：3276）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2026 年 10 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社 Amsterdam1
代表者名 代表取締役 清塚 徳
会 社 名 株式会社 Amsterdam2
代表者名 代表取締役 清塚 徳
(TEL : 03-6206-6838)

**株式会社 JPMC（証券コード：3276）の普通株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

株式会社 Amsterdam1（以下「Amsterdam1」といいます。）及び株式会社 Amsterdam2（以下「Amsterdam2」といいます。）は、2026 年 8 月 3 日、株式会社 JPMC（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、証券コード：3276、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026 年 8 月 4 日より本公開買付けを実施しておりましたが、10 月 5 日をもって本公開買付けが終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社 Amsterdam1
所在地 東京都港区虎ノ門二丁目 6 番 1 号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19 階
名称 株式会社 Amsterdam2
所在地 東京都港区虎ノ門二丁目 6 番 1 号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19 階

(2) 対象者の名称

株式会社 JPMC

(3) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	10,644,725 株	5,049,300 株	— 株
合計	10,644,725 株	5,049,300 株	— 株

(注 1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（5,049,300 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（5,049,300 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数（10,644,725 株）を記載しております。当該最大数は、対象者が 2026 年 5 月 11 日に公表した「2026 年 12 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数

(17,725,600 株) から、同日現在の対象者が所有する自己株式数 (1,020,975 株) (なお、当該自己株式数には、対象者の「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する対象者株式 (2,555 株) を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。) を控除した株式数 (16,704,625 株) から、武藤英明氏 (以下「武藤氏」といいます。) の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役役に就任し、かつその株式の全てを所有する対象者の第一位株主 (2025 年 12 月 31 日現在) である株式会社ムトウエンタープライズ 2 が所有する対象者株式 (4,401,400 株)、対象者の第三位株主 (2025 年 12 月 31 日現在) である光通信 K K 投資事業有限責任組合が所有する対象者株式 (1,165,200 株)、対象者の第七位株主 (2025 年 12 月 31 日現在) である UH P a r t n e r s 2 投資事業有限責任組合が所有する対象者株式 (316,100 株) 及び光通信株式会社が所有する対象者株式 (177,200 株) の全て (合計 6,059,900 株。以下「本不応募合意株式」といいます。) を控除した株式数 (10,644,725 株) です。

(注 3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付け期間」といいます。) 中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 5) 公開買付け者らそれぞれによる応募株券等の買付方法については、公開買付け者らがそれぞれ応募株券等の総数の 2 分の 1 ずつ (ただし、端数が生じた場合には、Amsterdam1 の買付け等を行う数についてはこれを切り上げるものとし、Amsterdam2 の買付け等を行う数についてはこれを切り捨てるものとし、) の買付け等を行うこととします。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2026 年 8 月 4 日 (火曜日) から 2026 年 10 月 5 日 (月曜日) まで (41 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,270 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限 (5,049,300 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数 (9,057,536 株) が買付予定数の下限 (5,049,300 株) 以上となりましたので、公開買付け開始公告 (その後の公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに公開買付け条件等の変更の公告により訂正された事項及び公開買付け条件等の変更の公告の訂正の公告により訂正された事項を含みます。以下同じです。) 及び公開買付け届出書 (その後の公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。) に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) 第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第 30 条の 2 に規定する方法により、2026 年 10 月 6 日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に

公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	9,057,536 株	9,057,536 株
新 株 予 約 権 証 券	—	—
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—	—
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	—	—
株 券 等 預 託 証 券 ()	—	—
合 計	9,057,536 株	9,057,536 株
(潜 在 株 券 等 の 数 の 合 計)	—	—

(注) 公開買付届出書「第1 公開買付要項」の「5 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(3) 買付予定の株券等の数」に記載のとおり、公開買付者らそれぞれによる応募株券等の買付方法については、公開買付者らがそれぞれ応募株券等の総数の2分の1ずつ（ただし、端数が生じた場合には、Amsterdam1 の買付け等を行う数についてはこれを切り上げるものとし、Amsterdam2 の買付け等を行う数についてはこれを切り捨てるものとします。）の買付け等を行うこととしておりましたが、公開買付者らそれぞれが買付け等を行った「株式に換算した買付数」の内訳は以下のとおりです。

公開買付者名	株式に換算した買付数
Amsterdam1	4,528,768 株
Amsterdam2	4,528,768 株

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	65,855 個	(買付け等前における株券等所有割合 39.34%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	90,574 個	(買付け等後における株券等所有割合 54.10%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	60,801 個	(買付け等後における株券等所有割合 36.32%)
対象者の総株主等の議決権の数	166,782 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、Amsterdam1 及び Amsterdam2 がそれぞれ所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2026年8月7日に提出した第25期中半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2026年6月30日現在の総株主の議決権の

数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式（ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2026年6月30日現在の発行済株式総数（17,725,600株）から、対象者半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（984,291株。なお、当該自己株式数には、対象者の「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する対象者株式（2,555株）を含めておりません。）を控除した株式数（16,741,309株）に係る議決権数（167,413個）を分母として計算しております。

（注4）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（5）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日

2026年10月13日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、公開買付者らは、対象者株式の全て（ただし、対象者の取締役役に付与された対象者の譲渡制限付株式のうち公開買付届出書提出日において譲渡制限が解除されていないもの及び従業員に付与された対象者の譲渡制限付株式のうち公開買付届出書提出日において譲渡制限が解除されていないものを含み、本不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しているため、本公開買付けに係る決済の完了後速やかに、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する予定です。

対象者株式は、現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、本株式併合が実行される場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において、取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 Amsterdam1

(東京都港区虎ノ門二丁目 6 番 1 号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19 階)
株式会社 Amsterdam2
(東京都港区虎ノ門二丁目 6 番 1 号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19 階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

以 上